

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山北町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 山北地域

(1) 現況

本地域は、急傾斜地域及び緩傾斜地域等において主として果樹、野菜経営が行われている。全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

2. 清水地域

(1) 現況

本地域は、急傾斜地域及び緩傾斜地域等において主として茶、野菜経営が行われている。全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	山北地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
②	清水地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

- 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域
設定しない

- 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項
法第3条第3項第2号事業にかかる対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

別紙

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

山北町 全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には補助金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の農地

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

（3）その他必要な事項

特になし